

湯本小学校いじめ防止基本方針について

本校では、いじめ防止基本方針を設定しています。安全・安心な学校を目指し、一人一人の子ども達が人権を守られる中で、生き生きと学校生活を送ることができるよう法的根拠に基づいて作成されているものです。いじめの未然防止・早期発見・早期対応に徹し、根絶に向けて取り組んでいきます。概要について、お知らせします。

1 基本的な考え方

(1) 定義（いじめ防止対策推進法：第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定に人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を考える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

*本校では、「いじめを受けた」という児童の訴えを真摯に受け止め、いじめを受けた児童の立場に立って対応に当たる。また、いじめにあたらなと思われる軽微な出来事にも、積極的に指導にあたり、意識の高揚を図る。

(2) いじめに対する基本姿勢

- ・いじめはどの児童にも、どの学校にもおこりうるものである。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・いじめは家庭教育の在り方にも大きな関わりをもっている。
- ・いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を担い解決に当たる。

2 組織（いじめ防止対策推進法：第22条）

(1) 名称 いじめ防止対策委員会

(2) 構成員 校長 副校長 生徒指導主事 教育相談担当 養護教諭 担任 必要に応じて構成員以外の関係者の招集

(3) 開催 定例会（毎月） 臨時部会等

3 未然防止・早期発見・早期対応の年間計画の一部

日常の指導を大切にする。温かな学級づくりやわかる授業、道徳や特別活動など学校生活の全ての場において、思いやりの心や一人ひとりがかけがえのない存在であるといった命を大切にする心、自尊感情や自己肯定感、自己有用感を育てていく。

年間計画の中に

- ・生活実態アンケート年2回
- ・児童アンケート年3回
- ・教育相談月間年2回
- ・児童主体によるいじめノックアウト宣言とその取組
- ・かがやき運動
- 等

を位置づけ、全教職員で未然防止に取り組む。

いじめが発見された場合には、危機意識をもって迅速に対応する。事実確認を行い、保護者の理解や協力を得ながら指導にあたり、必要に応じて関係機関との連携を図り解決に向かう。